



# 経理の窓 9月号

平成26年9月1日号

インターネットのニュースを閲覧するときに、パソコンよりもスマホの利用のほうが多くなりました。天気予報は、市町村・時間単位で、気温・雨雲の動きや熱中症指数など、とても便利です。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

## 義援金や寄附金を支払ったときは

### ◆個人が寄附金を支払ったときは

#### (1) 寄附金控除

個人が義援金を寄附した場合に、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附控除の対象になります。

寄附金控除の額 = (その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2,000円  
特定寄附金の額の合計額は、その年の所得金額等の40%相当額が限度です。

#### (2) 寄附金特別控除（税額控除）

##### ① 政党等寄附金特別控除

政党等寄附金特別控除額

= (その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 30%

##### ② 認定NPO法人等寄附金特別控除

認定NPO法人等寄附金特別控除額

= (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

##### ③ 公益社団法人等寄附金特別控除

公益社団法人等寄附金特別控除額

= (その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

\* ①～③の税額控除額は、100円未満を切り捨てます。

\* ①～③の寄附金の額の合計額は、原則として所得金額の40%相当額が限度です。

\* ①の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

\* ②及び③の特別控除額の合計額はその分年分の所得税額の25%相当額が限度です。

\* (1) 及び(2)の算式中の2,000円は、寄附金控除と寄附金特別控除（税額控除）と併せて、2,000円です。

### 《控除を受けるための手続き》

寄附金控除または寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

個人住民税について、都道府県・市区町村の条例により指定された寄附金を支出した場合には、寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、所得税及び復興所得税の確定申告または住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行います。

#### ◆法人が寄附金を支払ったときは

- ・国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、支出額の全額を損金算入できます。
- ・特定公益増進法人に対する寄附金、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭及び認定NPO法人等に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で寄附金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入できます。
- ・政治活動に関する寄附金及び一般の寄附金は、損金算入限度額の範囲内で損金算入できます。

#### \*被災された取引先に対する寄附

法人が、被災された取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間の災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

#### \*法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣言費に準ずるものとして損金に算入されます。

#### 《寄附したことを証明する書類の例》

- ・募金団体の預かり証
- ・県や市の災害対策本部が発行する受領証
- ・郵便振替で支払った場合の受領証や銀行振込で支払った場合の振込票の控え  
(その振込口座が義援金の受付専用口座の場合)  
募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなどの資料
- ・政治活動に関する寄附金については選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」

個人は、確定申告書に添付するか提示します。法人は、書類として保存します。

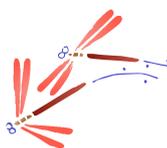


#### 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請手続

災害等その他やむを得ない理由により被害を受けた事業者が、災害等の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要になった場合または、簡易課税制度の適用を受けている事業者がその適用を受けることの必要がなくなった場合に手続きします。

「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を提出します。提出時期は、災害等その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内です。

ただし、災害等のやんだ日とその申請に係る課税期間等の末日の翌日以後に到来する場合にはその課税期間等に係る申告書の提出期限までとなります。（個人事業者の場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日まで）



有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>